

行政調査特別委員会行政視察結果報告書

平成29年(2017年)12月18日

報 告 者	第4班〔会派：日本共産党〕		
参 加 者	班長 福田道夫	副班長：福田悦子	

視察項目

実 施 年 月 日	第1回：平成29年 7月18日(火)～19日(水) 第2回：平成29年11月15日(水)～16日(木)		
視 察 目 的	第1回	1. 明石市障がい者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例について	兵庫県明石市
		2. 大津市協働提案事業について	滋賀県大津市
		3. 市民バス運行事業について	滋賀県近江八幡市
	第2回	1. 生きづらさを抱えた若者の支援について	東京都世田谷区
		2. アクティブシニア応援ポイント事業について	神奈川県小田原市
		3. MACC(マック)プロジェクトについて	東京都荒川区
視 察 先 概 要	兵庫県明石市	＊人 口：293,409 人 ＊面 積：49.42 km ² ＊特 徴：東経135度、日本標準時子午線上にある。瀬戸内海に面しており気候は温暖で、柿本人麻呂が多くを詠んだ風光明媚な地。阪神都市圏と播磨臨海地域、淡路・四国とを結ぶ陸海交通の要衝。2002年4月より特例市となる。	

視 察 先 概 要	滋賀県 大津市	*人 口：340,973 人 *面 積：464.51 k m² *特 徴：県の南西部、琵琶湖と比良・比叡の山並みに臨み、古代には大津京が置かれた自然と歴史のまち。2003 年 10 月に全国で 10 番目の古都指定を受ける。京阪のベッドタウンとして人口増が続いている。2006 年 3 月に志賀町を編入、2009 年 4 月より中核市に移行。
	滋賀県 近江八幡市	*人 口：81,312 人 *面 積：177.45 k m² *特 徴：琵琶湖の東南部、大津・彦根両市のほぼ中間に位置。近江米の穀倉地帯で、湖岸一帯は風光明媚な自然景観に恵まれる。八幡堀や町並み、安土城跡など歴史的文化的環境が多く残る。「近江八幡の水郷」は国の重要文化的景観第 1 号。
	東京都 世田谷区	*人 口：903,346 人 *面 積：58.05 k m² *特 徴：23 区の西南端。かつては近郊農村だったが、宅地化が進み人口急増。良好な住環境により、人口は 23 区中最大の 90 万人超。
	神奈川県 小田原市	*人 口：194,086 人 *面 積：113.81 k m² *特 徴：神奈川県西部の中心都市で。富士・箱根・伊豆への玄関口。小田原北条氏以来、小田原城を中心に栄え、人・物・情報の行き交う要衝。丘陵部に森林・果樹園、平野部には田園と工業・住宅地、南に相模湾を望む。
	東京都 荒川区	*人 口：212,264 人 *面 積：10.16 k m² *特 徴：都の東部に位置。隅田川に育まれた歴史と文化に支えられて発展。現在、人々と隅田川との豊かな関係を回復するため、スーパー堤防の整備や水辺と調和した環境整備が進められている。住居と商店街が混在し、都電荒川線などの情緒豊かな風景が見られる。

視察結果（個別票）

個別項目	明石市・障がい者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例について 【兵庫県明石市】			
	視察担当課	明石市福祉局福祉政策室福祉総務障害者施策担当・生活支援室障害福祉共生福祉担当	添付資料	有・ ☐

視察要旨

明石市の障がい者施策

1・障がい者差別を解消する条例の取り組み

手話言語・障害者コミュニケーション条例

障害者配慮条例

成年後見任用確保条例

2・合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度

・事業概要・事業の成果

手話言語・障害者コミュニケーション条例

明石市の障害者差別解消の第1段階として、

「手話言語を確立するとともに要点筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（手話言語・障害者コミュニケーション条例）施行。

2014年に明石ろうあ協会からの要望で、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」制定に向け取り組む。障害者（ろう者・難聴者・視覚障害者）コミュニケーション支援従事者や学識経験者からなる検討委員会設置し、委員以外のコミュニケーションが困難な障害者からもヒアリングを実施するなど、当事者の声を聞き取った上で、条例案をまとめた。

2015年4月、「手話言語を確立するとともに要点筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を施行。

条例に関連した施策の実施

・2015年度から2017年度の3年間で、市内全小学校28校で、手話体験教室実施。

・手話検定等を活用した職員研修実施

入門的な研修を幅広く実施、希望する職員には手話検定の受験料・テキスト代等を助成（2016年度までに71名が検定受験）

・手話通訳士等の資格を有する任期付き職員採用

・タブレット端末利用し、遠隔手話通訳サービス実施 など

明石市手話言語コミュニケーション施策協議会

・設置目的 条例に基づき、障がい者や支援事業者等の声を充分聴き、当事者目線で施策を推進することで、条例を実効性のあるものにしていくために協議会を設置。

障害者配慮条例

取り組みの経過

2015 年 5 月 ・障害者差別解消法施行に向けた動きの説明

・障害を理由とした差別と思われる事例の検討
(約 1 か月間で 202 件の差別事例を収集)

6 月～7 月 ・事業者アンケート実施(商工会議所の協力でアンケート 579 件送付)

・「障害のある人もない人も共に暮らすまちづくり」フォーラム開催
その後、11 月までに 4 回の検討委員会開催

12 月 ・地域共生フォーラム開催(内閣府との共催)

・パブリックコメント実施(市民 17 人から 46 件の意見)

2016 年 3 月 ・市議会に条例提案 成立

障害理解の研修の取り組み

《市職員を対象にした研修》・ユニバーサルマナー研修(2015 年 5 月～)

障害の多様性を理解し、障がいのある人への対応マナーを身に付け市職員としての対応スキル向上を図る。(現在までに 7 回実施、参加者は 272 人)

・職員対応要領研修(2016 年 7 月)2 日間に 4 回実施、参加者 192 人

・視覚障害者理解の研修(2017 年 5 月)

アイマスク体験や手引きの実習、最後に名刺に点字を打ってみるワークショップ開催(参加者 24 名)

・今後、知的障害者の疑似体験研修、精神障害者理解の研修実施予定

《市民・事業者への周知・啓発の取り組み》

・ユニバーサルマナー研修検定 3 級を、商工会議所と共催で民間事業者を対象に実施(2 回実施、参加者 57 人)

・ロータリークラブの協力で、高校生を対象にユニバーサルマナー研修検定 3 級実施(高校生 60 人参加)

・民生児童委員協議会でユニバーサルマナー研修検定 3 級実施
(民生児童委員 27 人参加)

障害理解の普及・啓発の取り組み

・市民フォーラムの開催(2014 年 6 月～)

- ・ 障害者配慮条例の啓発用パンフレット作成
- ・ 広報あかしを通じた啓発・ ・ 特集記事を 10 回掲載
- ・ 市民タウンミーティングの開催
- ・ 事業者団体への条例の周知

相談事業の対応

- ・ 条例施行後、4 つの相談窓口を設け連携して対応
(福祉総務課障害者施策担当・障害福祉課・発達支援センター・基幹相談支援センター)
- ・ 2016 年度 1 年間の相談総数は 28 件

成年後見任用確保条例

障害の種別に関わらずに、広く市の職員を募集すると検討会に報告したが、知的障害者の中には、保佐人や成年後見人の選任を受けている者も多く、知的障害者を任用するなら保佐人や成年後見人をつけている人は公務員になれないと言う「地方公務員法 16 条 1 号」の課題を克服しなくては、履歴書も送れない状況が指摘された。「明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例」(成年後見任用確保条例)を策定。現職員が途中で後見人を着けるような事態になっても失職はしないことも認めている。

合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度

民間事業者や自治会等が障害がある人への配慮を提供するために環境整備に係る費用を助成するだけでなく、制度を通じて事業者等の障害者理解の促進を目指す制度として実施。

制度を利用できる団体

- 商業者など民間の事業者
- 自治会など地域の団体
- その他市長が認める団体

助成の対象となるもの

- コミュニケーション作成費 (上限額 5 万円)
- 点字メニューやコミュニケーションボード作成費、チラシの音訳経費など
- 物品購入費 (上限額 10 万円)
- 筆談ボード、折りたたみ式スロープなどの購入費
- 工事施工費 (上限額 20 万円)
- 簡易スロープ設置や手すり取り付けなどの工事施工費

申請件数、助成金額

2016 年度で 150 件の申請（282 万 8000 円助成） 一番多かったのは筆談ボード購入で 111 件の申請。

・課題

具体的な取り組みは目立つが、その取り組みは始まったばかり。人の考え方を変えていくのは 1 年や 2 年では出来ないなので継続性が重要となる。

特に子ども達を始め、幅広い市民を巻き込んでの啓発が課題となっている。

視察所見

国の障害者差別解消法の実効性を高めるために、 手話言語・障害者コミュニケーション条例、 障害者配慮条例、 成年後見任用確保条例と 3 つの条例を矢継ぎ早に制定し、条例を生かすために 合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度を実現している。

特に、民間事業者や市民に率先して市職員が率先して取り組む姿勢が、印象的であった。

障がい者理解への研修、手話の講習参加、さらに、どんな障害があっても、合理的配慮の提供を受けながら市役所職員として一緒に働けるよう、障害の種類を限定しないで職員を募集するなど、障がいを持つ方への対応を行政が真剣に取り組む姿勢は、その後続く市民を牽引する大きな原動力になっている。

福祉器具購入の助成金制度も、単に障がい者対策に終わらずに、障がい者理解の促進を目的にしている点でも注目した。

来年、「手話言語条例」の施行を予定する日光市として、実効性のある施策の展開を期待したい。

視察結果（個別票）

個別項目	大津市協働提案事業について 【滋賀県大津市】			
	視察担当課	大津市 市民部自治協働課	添付資料	有・ ☐ 無

I. 視察要旨

人口減少の局面を迎え、少子高齢化がさらに進むことが予測されています。これにより、財政状況はますます厳しくなり、地域のまちづくりの現場では、少子高齢化や定年制度の変化、若者の経済状況の悪化、生産人口の減少などから、まちづくりの担い手不足や高齢化がより大きな課題となってきました。そのため、まちづくりにかかる負担の軽減や多様な参加の手法を考え、担い手を豊かにするための世代に合わせた対策が必要となっています。

大津市で取り組んでいる、市民・市民団体、事業者及び市が力を合わせて「みんなのための」公共サービスを「みんなで支え」、住み続けたいようになるために、平成 23 年 4 月に「大津市『結(ゆい)の湖都』協働のまちづくり推進条例(以下、「条例」という。)」を施行した。その取り組みを視察する。

II. 事業の成果・課題

(1) 地域における協働事業の推進と連携

協働提案制度テーマ型提案事業の活用により「子どものまち大津 4」のように、同様の課題意識を持つ市民団体間の連携を促進している。

協働提案制度テーマ型提案事業がきっかけとなり「女性の起業を応援する会と西武百貨店大津店によるマンスリーフェスタ in 西武大津店」など市民団体と事業者が連携する事業も生まれた。このように協働の主体間で信頼と相互理解が深まり、連携が広がり、新しい協働事業がスタートするといった成果も生まれています。

(2) 協働提案制度の創設

市では平成 25 年度に協働提案制度(テーマ型提案事業(指定テーマ型提案事業、自由テーマ型提案事業)、パワーアップ・市民活動応援事業)を創設し、随時、制度の改善を行いながら、協働提案制度テーマ型提案事業によってこれまでに協働のモデル事業として延べ 27 の事業を推進している。

【テーマ型提案事業】

市民や事業者が、地域の課題の解決策を市に提案し、対等な立場で施策を作り上げます。

・「指定テーマ型」は、市があらかじめテーマを設定し、これをもとに、市民団体や事業者が企画立案し、形態は、委託・共催・実行委員会方式となります。

（子どもの居場所づくり、親子で楽しむリラックスの時間、市の自然を生かした観光振興等）

・「自由テーマ型」は、市民団体や事業者が、自ら企画立案します。形態は、委託・共催・実行委員会であり、市から補助（補助率 1 / 2 以内、上限は 3 5 0 万円）があります。対象は、構成員 5 名以上で、市民公益活動を行う市民団体です。（他に、パワーアップ・市民活動応援事業があります）

各事業による地域活性化、まちの課題解決に対する成果はもちろんのこと、この制度によって市と提案団体との協働事業だけでなく、主体同士の新たな事業や市の新たな施策などにつながりつつある。

市職員の中には、地域活性化やつながりの強化など協働により大津市が豊かになるという実感が少しずつ生まれるなど、市民・市民団体、事業者及び市職員に協働の理解が広がり始めている成果が出ている。

一方で、協働の主体同士で問題意識や目的共有が十分に行えず、協働がうまく進まなかったこと、結果的に市主体の事業となってしまったこと、成果や課題を検証することができていないことがありました。

また、発展的に事業が継承されなかったこと、協働事業の終了・継続・展開などのゴールイメージを明確にした計画やプロセスが不十分であることなどが課題として指摘されています。

今後はこの制度によって成果をあげた事例の共有とともに、明らかになった課題などを踏まえ、協働提案制度の見直し、拡充を行っていくことが必要である。

III. 視察の所見

大津市の取り組みを学び、市民・市民団体、事業者や市職員の協働に対する理解が広がることは「市民が参加するまちづくり」の事業発展の可能性がある。

日光市でも「まちづくり」推進へ、協働する団体同士の問題意識や目的意識の共有をしっかりとるための仕組みづくりを構築することが大切である。

視察結果（個別票）

個別項目	市民バス運行事業について 【滋賀県近江八幡市】			
	視察担当課	近江八幡市 市民部人権・市民生活課	添付資料	有・ ☒ 無

視察要旨

近江八幡市で交通空白地域をカバーするために運行している、コミュニティバス「あかこんバス」の事業内容について視察した。名称の由来は、市の名産品である「赤こんにゃく」から名づけられました。

事業の成果・課題

2008年から事業開始し、現在13のコースで、通院、買い物、通学等の日常生活支援で、民間のバスの運行エリア外の交通空白地域をカバーしています。

運賃は、均一制で大人200円、子ども100円。一日乗車券500円。回数券を発行しています。

遠距離通学のスクールバス（無料）としても利用しています。

運行日は、平日のみで、12人乗りのマイクロバス（市所有車両）を運行しています。

事業実績は、2008年と16年を比較（16年実績）すると、利用者は5倍（11万9千人）、運賃収入は3倍（1928万円）、事業費は2044万円増加（1億794万5千円）しました。

委託先は、近江鉄道（株）であり、委託料は、年間7400万円支払っています。

市民の利用促進のために、他の公共交通機関との接続問題やダイヤ改正時に時刻表を全戸に配布しています。

バスボディーへの広告（ラッピングバス）にも力を入れており、2016年度は106万7千の収入がありました。

課題は、便利になり利用者が増加すれば、運賃収入も増えるが、事業費が増額し、一般財源7752万円を持ち出しています。

朝夕の時間帯は、利用者が多すぎて満員の時があり、2時間待ちになります。こうした課題を改善しながら、市民の足の確保に努力しています。

視察所見

路線バスの運行がない地域に住む人への、移動手段を確保すること。通院、買い物、通学など日常生活を支援するために、低額で運行する市民バスは市民に歓迎されている。高齢化社会になる中で、市民の交通権を守るために、地域にあった公共交通が必要である。日光市での地域公共交通の充実が求められている。

視察結果（個別票）

個別項目	東京都世田谷区「生きづらさを抱えた若者の支援について」メルマールせたがや			
	視察先担当課	メルマールせたがや副施設長 子ども・若者支援担当課	添付資料	有 ・ ☐ 無

視察要旨

不登校・ひきこもり・若者の自殺など、生きづらさを抱えた若者が多い現在、区全体の施策の中に若者支援が少ないことから、若者への支援体制を確立している世田谷区の体制を学ぶ。

・事業概要・事業の成果・課題

若者支援体制の構築

- ・区基本計画のH26年度策定に向けて、H24年度から準備開始
- ・H25年4月：子ども部に「若者支援担当課」新設
- ・H26年4月：子ども部を「子ども・若者部」に変更

世田谷区基本計画（H26年度～H35年度）

若者の活動と交流の推進

若者が地域や社会とつながることが出来る場や機会の充実に取り組む。

若者の活動力を地域の活性化に活かす。

若者の社会的自立の促進

若者に対して、将来の職業イメージの情勢、進路を自ら定め、能力を生かせるよう支援。

生きづらさを抱えた若者の支援

安心して利用でき、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻せるような「居場所」を創設し、相談支援機能を強化。

世田谷若者総合支援センター（H26年9月～）

生きづらさを抱えた若者を対象に

引きこもりを含めた全般的な相談

就労への準備

仕事体験等実践を通し相談から、社会的自立、就労に向けた支援を3つの機能で行う。

《特徴》3つの機能を持ち連携

メルクマールせたがや

せたがや若者サポートステーション

ヤングワークせたがや

メルクマークせたがや(委託事業)開設からH28年度末までの延べ相談は5430件、登録ケース280件

・ひきこもりに悩んでいる人の社会参加のきっかけを作る。学校になじめない、生きづらさ困難を抱えた若者の相談を受ける。

・学校機関と連携した伴走型支援を実施

相談：生きづらさについて一緒に考え、必要に応じて訪問。

居場所支援：気軽にコミュニケーションできる場を提供、プログラムやイベントも開催。

家族セミナー：家族を対象にしたセミナー開催。

・メルマークせたがやの3つのCHA

CYANCE・・・きっかけづくり

不登校や引きこもり等で生きづらさを抱えた若者やその家族を対象に、変化に向けた一歩を踏み出す・動き出すきっかけを作るための支援を行う。

CYALLENGE・・・挑戦・動き出し

活動やプログラムを通じ、新たなものに挑戦していくことをサポート。

また、利用を重ねることで自信を持って自立に向かえるように応援。

CHANNEL・・・つながり

他の支援機関とのつながり、連携。人とのつながり、関係性が生まれることにより、メルマークせたがやを利用された方が再び社会とつながることが出来るようサポート。

課題

人口90万人と東京都の中で一番人口が多く、若者の人口は30万人。

若者の転入・転出の多い地域であり、都会と言うこともあり、地域の方々の伴走型のスタイルは構築できない部分がある。

視察所見

若者の多い町として、中学生・高校生以上の若者への支援を重要視し、組織体制を強化し若者支援を多方面から実施している。

特に、区内のひきこもる若者の推計を H28 年度 4400 人とし、生きづらさを抱える若者支援には力を入れ、廃校となった中学校の教室を利用した「メルマークせたがや」の他にも、「せたがや若者サポートステーション」「ヤングワークせたがや」などが、就労の準備や就労実践の場所として大きな役割を果たしている。

また、世田谷区子ども・若者支援協議会の専門部会と庁内との連携がしっかり図られ、注目したことは、住宅支援、居場所支援、給付型奨学金の 3 本柱の支援を行う児童養護施設等を巣立つ若者への支援「せたがや若者フェアスタート事業」である。

特に給付型奨学金は、区が基金を設立し、寄付を募集し年間 36 万円を上限に給付するもので、H29 年度は 10 名に総額 360 万円を給付。

地域で支える寄付として、H29 年 10 月までに 4050 万円超が集まっているとのこと。現実、「18 歳を過ぎた若者に公費で支援するの？」との声もあるとのこと。

「子どもから若者、そして地域でと切れ目ない支援で、しっかり根を張って生きてほしいということが願いである。」との担当課長の発言があった。世田谷に転入してきた若者が、この地に住み続け地域に溶け込んでほしいとの願いが込められているように感じた。

どうしても、18 歳以下の子ども達への支援が優先されてしまうが、世田谷区では各地区にある児童館は 0 歳から 18 歳まで利用可に、大人の児童館版として青少年交流センターや居場所づくりプロジェクトなど、若者の多い町ならではの取り組みであるが、日光市においても若者支援に対する取り組みの必要性を学んだ視察であった。

視察結果（個別票）

個別項目	アクティブシニア応援ポイント事業について 【神奈川県小田原市】			
	視察担当課	小田原市福祉健康部高齢介護課	添付資料	有・ ☐ 無

視察要旨

市内在住で、60 歳以上の方が、市指定の介護保険施設などでボランティア活動に参加し、その活動に応じてポイントが付き、ポイントに応じた商品に交換できる制度。高齢者の社会参加や生きがいを応援する事業を視察した。

事業の成果・課題

対象者：本市に住所を有する満 60 歳以上の方

事業概要:市指定の介護保険施設などでボランティア活動をすると、その活動に対してポイントが付き、翌年度にポイントに応じた商品に交換できます。

- ・ 自分の趣味や得意なことを役立てた活動がしたい。
- ・ 定年退職したけど、まだまだ社会参加したい。
- ・ ボランティア活動をしたいけどきっかけが・・・
- ・ 家にいてばかりで、仲間を作りたい人など・・・

高齢者の社会参加や生きがいづくりを奨励、支援します。

アクティブシニア応援ポイント事業の流れ

（１）参加登録します。

アクティブシニア応援ポイント事業参加登録申請書に記入し、社会福祉協議会へ提出してください。

（２）手帳を受け取ります。

社会福祉協議会から手帳と受入施設一覧表を受け取ってください。

（３）ボランティア活動をします。

受入施設一覧表から希望の施設を選び、自分で連絡をして日程調整をし、施設でボランティア活動をします。

（４）手帳にスタンプをもらいます。

活動したら、その都度、活動をした受入施設にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。

（５）ポイントの交換手続きを行います。（翌年度）

集めたスタンプをポイントに交換する手続きを行い、ポイントの交換を申請します。アクティブシニア応援ポイント交換申請書に記入し、手帳とともに社会福祉協議会へ提出してください。

活動実績（スタンプ数）：10 スタンプ = 1,000 ポイント：1,000 円相当

（６）活動実績に応じた商品と交換されます。（翌年度）

活動内容：施設入所者の話し相手、レクリエーションの補助、植栽の世話・草むしり、行事の手伝い、歌や音楽の指導や披露、囲碁・将棋等の相手など

事業実績：参加者の実績

	登録者数	参加延人数	スタンプ数
H25 年度	135	624	693
H26 年度	179	2,316	2,314
H27 年度	176	2,407	3,152
H28 年度	223	3,300	4,547

参加者の声

- ・認知症の人と初めて接して症状についてよくわかった。
- ・同じ高齢者として相手の立場を理解できるようになった。
- ・ボランティア仲間との交流が楽しい。
- ・自分ができることを相手のためにすることは楽しい。
- ・施設内の剪定をすることで、利用者から感謝され、やりがい得到了。

視察の所見

高齢者の社会参加を奨励し、生きがいづくりを進めるボランティア活動は、福祉・介護施設を補助している。ボランティアをするとポイント制で商品をもらせることでモチベーション維持を図っている点が特徴的であった。日光市の事業との違いは、地元の商品を活用して、地元の経済に直接貢献していることでありとても参考になった。

視察結果（個別票）

個別項目	M A C C (マック)プロジェクトについて 【東京都荒川区】			
	視察担当課	荒川区産業経済部経営支援課	添付資料	有・ ☐ 無

視察要旨

荒川区内のモノづくりに関わる新事業展開を支援している「M A C C プロジェクト」は、中小企業を中心とした有機的なネットワークである「顔の見えるネットワーク」で、区が主導的役割を果たし、高い技術・意欲を持つ企業と大学機関・研究機関を結び付けている。その成果を視察した。

事業の成果・課題

「MACC まっくプロジェクト」は、荒川区内のモノづくりに関わる新事業展開を支援していくためのプロジェクトです。

調査役として専属コーディネータ（MACC まっくコーディネータ）を配置し、きめ細かい企業支援を実施しています。各大学や支援機関を特定分野のスペシャリストである「専門医」とするならば、この MACC まっくコーディネータは産学連携コーディネータはもちろん、経営相談から販路開拓といった課題までワンストップで対応する企業支援の「かかりつけ医」として、MACC まっくプロジェクトに参加する企業を強力に支援しています。

取り組み

企業の創出・底上げから出る杭を伸ばす・・・「えこひいきプロジェクト」
 新製品・新事業の創出・仕事は自ら創る
 産学連携、産産連携は・顔の見えるネットワークづくり

新製品・新事業の創出の7つのステージ

ホームラン商品よりまずはヒット重ねる
 製品開発を行うには、試合合間の練習で基礎体力を補強
 目標は新事業（年商1億円）だが、ステージに応じた支援を行う
 プレーヤーの創出：挑戦意欲・自立心・自己表現
 コンセプトの創出：市場とのニーズ、強みの磨き、ネットワーク
 試作モデル化：試験・改良・デザイン

マーケティングと事業分析：テストマーケティング

製品化（安定した量産ができる）：技術・コスト・品質保証・納期

商品化（売れる）：競合品との優位性、

事業化（売り上げ3割）：販路開拓

MACCプロジェクトは、他と何が違うのか。ある社長に聞く。

・自分の強みを引き出してくれた。試作力・アイデア・新商品

・自分の弱みを補強してくれた。マーケティング・デザイン・品

質

・家族の心配までしてくれた。

・私たちの気持ちを解ってくれた。行政担当者の転職・民間同類経営者

課題

・新事業をいかにつくるか

・企業の後継者育成

・他事業種との連携

・経営の改善による企業の活性化

視察の所見

中小企業は、景気の動向ひとつで倒産になる。

行政が、個人経営の企業へ経営の相談から、販路開拓の課題までワンストップで対応している事業を視察した。

当市でも若手経営者の育成や支援の充実を期待したい。

平成30年(2018年)2月16日

行政調査特別委員長 福田悦子様

行政調査特別委員会第4班
班長 福田道夫

意見交換会の結果について

行政調査特別委員会第4班意見交換会の結果を下記のとおり報告いたします。

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日時 | 平成29年12月19日(火)午前9時30分 |
| 2. 会場 | 委員会室 |
| 3. 実施内容 | 1) 障がい者に対する配慮の促進について
視察先：兵庫県明石市
視察事項：明石市障がい者に対する配慮を促進し誰もが
安心して暮らせる共生のまちづくり条例について |
| 4. 出席者 | 班員 2名
健康福祉部社会福祉課障がい者福祉事業担当職員 |

5 . 結 果

1) 意見概要

【手話言語・障がい者コミュニケーション条例、障がい者配慮条例】

- ・社会福祉課 現場の声を聴くが一番重要と思う。計画策定の場合は前からアンケート調査をしているが、それ以外の場面では障がい者と直接話すことが無かったと思われるので、ガソリン券の件をきっかけとして各種団体と実際の困りごとの視点で5団体と話し合ってみた。そういったことかと思う。
- ・班員 明石市では障がい者配慮条例を策定する際、障がい者だけでなく事業者などいろいろなところからアンケートを取り、意見を聴取するなど幅広く人々を巻き込んだ形で条例を制定した。4回の検討委員会では、国では合理的配慮は努力義務だが明石市では義務的に近い形で、との意見が出て反映された。
- ・社会福祉課 条例検討委員会は事業者も入っているか。日光市でも進めるうえで協議会が立ち上がり商工会議所や事業者代表が入るが、事業者への浸透が難しい。条例上「義務」にしたところで、事業者にどこまで浸透するか、そこが難しい。助成制度は事業者に浸透させるには良い取り組みだと思う。日光市は手話言語条例制定に向けて動いているが、明石では障がい者コミュニケーション条例として広げた形だが内容は手話言語についてが主な内容だった。これをきっかけにすべての人に合理的配慮とはどういうことをわかってもらいたい。一方ではこの条例は聴覚障がい者が声を上げて勝ち取ったと言った逆の偏見という捉え方をして反発する場合もある。それを市民にどう伝えるかが悩みどころ。
- ・班員 明石も手話言語条例は差別解消の第一段階としてとらえて制定したとのこと。人にやさしいまちづくりのひとつとして取り組んで、次々と関連条例が制定された。スピード感があるやりかた。人の考え方を変えるのは時間がかかるとのことだった。
- ・社会福祉課 手話言語条例を作るときに当事者に入ってもらった。実際当事者の思いがわかった。そのことをいかにして市民に広げるかが難しい。
- ・班員 障がいを持っていない人が、いかに理解するかということが主眼。事業者、学生、子どもへの丁寧な説明と研修が必要だ。
- ・班員 日光市では明石市の手話研修のような手話検定の受験料やテキスト代の助成は行っているのか。

- ・ 社会福祉課 行っていない。今は職員対象に広くやっているのみ。もう少し進めた研修は社協に委託して自主研修として行っている。研修を受けた職員は使わないと忘れてしまうので使える機会が欲しいと。職員に聾者が 2 人いるので場を設けようかという自主的な動きも出ている。
- ・ 班員 宿泊業者は障がい者に関心が高いのでは。
- ・ 社会福祉課 そうではない。障がい者は宿泊に対する配慮が大変なので、正直、障がい者に来られるのは迷惑と思っている観光業者は少なくない。障がい者の相手をしていると採算が合わない、と思っている。
- ・ 班員 鳥羽市は障がい者と観光業者をつなげる団体がある。
- ・ 社会福祉課 日光市にはつなげる団体がない。障がい者団体には大丈夫そうなところに直接連絡をいれてもらっている。日光市の障がい者に対する意識は最低レベルであり、そこからのスタートである。10 年ほど前までは外国人への対応も同じだった。全体の観光客の比率では少数だったから。今では対応せざるを得なくなっている。障がい者も高齢化の影響でこれから増える一方で、観光客としても障がい者を無視しては成り立たなくなるだろう。多少時間がかかるが受け入れる意識は広がっていかざるを得なくなる。
- ・ 班員 伊勢志摩では、障がい者は 1 人では来なくて 2～3 人で来るからとメリットを感じている。主眼が違う。日光市はそういうところに気が付いていない。

【成年後見任用確保条例】

- ・ 社会福祉課 地公法で制限されているものを市の条例が例外規定のようになっているのかと思うが、今までこのような条例は聞いたことがない。
- ・ 班員 初めてだと思うし斬新。障がい者を差別しないようにと言っておきながら知的障がい者を市の職員にするためには成年後見人の選任を受けている人が多いので条例で手を付けたそう。障がい者を排除しないということ。明石市では市職員の全国募集をかけて、申込者は 93 人、採用者は 2 人だった。なかなかそこまでは私たちも気が付かなかった。明石市ならではの。ここまで条例化しているところはない。

【合理的配慮の助成制度】

- ・ 社会福祉課 2016 年度に 300 万円近く助成しているが、明石市に問い合わせたところ助成先が駅前の商業地域に集中しているとのことだが。

- ・ 班員 駅前で目に留まったのが点字ブロックがきちんと整備されていたこと。またバス停にも障がい者関係の表示が大きくあったこと。明石市では助成を受けた団体の店員の接客も障がい者と深いコミュニケーションを取るなどの変化があったと。市民の障がい者に対する意識改革につながった。
- ・ 社会福祉課 市民の意識改革につなげるためにはどういったところに助成金を使ったら効果的なのか。他市にも聞き取りすると、助成制度を始めたけれど申請がこない、意識改革につながらないと。
- ・ 班員 助成制度の継続、広がりが必要。

2) 感想・所見

従来では一方的な報告で終わっていたが、今回は担当課の職員と意見を交換するという新しい試みであった。

障がい者に対する配慮の促進について、視察先の状況を報告しながら日光市の状況や課題を聞くことができ、担当職員とともにその場で視察先と日光市を比較しながら、日光市に合った方法について議論するといった大変有意義な意見交換会であった。

「手話言語条例はすべての障がい者差別解消の第一段階」との意見や「障がい者理解の促進を目指すための助成制度」との意見は一致していたので、今後、先進地である明石市の報告が日光市の障がい者に対する配慮の促進に役立つことを期待している。

